

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書

新潟水俣病は本年5月末日をもって公式確認から60年を迎えました。しかし、いまなお未救済の被害者が、水俣病であることを求めて裁判を起こし、公害健康被害補償法に則って認定申請するなど、新潟水俣病は終わっていません。

その大きな要因は、最高裁が現行の行政認定基準では認められなかった被害者を水俣病と認めたにもかかわらず国が救済制度を見直さないことや、水俣病特措法に基づく被害者発生地域の住民健康調査が確実に行われていないことなどによります。

一方、被害者は高齢化が進み、亡くなる方も後を絶ちません。ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟では原告146人中すでに38人が亡くなっています、被害者の「生きているうちの解決を」という声は切実です。

こうしたことから、新潟県議会は水俣病の被害者救済は人道上の緊急課題でもあるとして、昨年の6月定例会において「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書」を全会一致で採択し、政府・国会に提出しました。また、被害者発生地域の新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の各議会も同様の意見書を9月定例会で採択し、政府・国会に提出しました。

しかし、この一年、被害者団体と政府・環境省との解決に向けた協議はまったくと言っていいほど進んでおらず、このままでは被害者が亡くなって水俣病が終息するという、あってはならない非人道的な決着をみることにもなりかねません。

新潟県は今年も5月に「水俣病被害者の早期救済や抜本的な救済制度の見直しに取り組むこと」とする要望書を環境省に提出し、5月末日の公式確認60年行事において花角新潟県知事は「被害を受けたすべての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることのできる恒久的な制度を確立すること」を宣言しています。

このように、新潟水俣病全被害者の救済は、新潟県民はもとより国民的にも解決しなければならない人道上の緊急課題といえます。

よって政府並びに国会におかれでは、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要望します。

記

1. 国は、未救済被害者の救済に向けて新たな救済制度を確立すること。
2. 平成22年4月の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月のノーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施するよう、被害者団体と協議すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月22日

小千谷市議会議長 長谷川 有理

(提出先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣

衆議院議長、参議院議長